

# 不法投棄

## ごみの不法投棄は**犯罪**です。

- みだりにごみを捨てることは、不法投棄にあたり、犯罪です。違反者には厳しい刑罰が科せられます。



## 不法投棄をさせない**環境作り**を！

- 立札、柵などの設置や雑草をこまめに刈るなど、土地の所有者・管理者は適正な管理を行ってください。

- 不法投棄されたごみの中に、投棄者の名前や住所が分かるものがあつた場合は、現場をそのままにして、伊勢警察署(電話 20-0110)、ごみ減量課(電話 37-1443)まで通報してください。
- ごみの投棄者が特定できない場合には、その土地の所有者・管理者でごみの処分をしてください。

# 犬や猫など小動物について

- 飼い犬、飼い猫など、小動物の死体は、有料で回収に伺います。お問い合わせはごみ減量課(電話 37-1443)へ。
- また、他のごみと一緒に焼却しますので、葬儀、火葬、供養等を希望される方は、専門業者へお問い合わせください。

# 事業系ごみ

ごみの分別・排出は排出者(事業者)の責任において適正に行ってください。

- 事業系一般廃棄物は自己搬入するか市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(市ホームページ参照)に収集を依頼してください。



- 産業廃棄物は県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。

# 野外焼却

野外での焼却は、法律で**禁止**されています。

- 違反者には、厳しい刑罰が科せられます。
- 農林漁業を営むうえでやむを得ない場合や、たき火、その他日常生活で行われる軽微な焼却など、法律で規定された例外を除き禁止されています。

